

祇園新橋の撮影マナー向上の取り組みについて

撮影マナーについては、添付の「01_写真撮影に当たっての決め事」にご賛同いただき、決めごとを守る証として、腕章着用のうえ、撮影にあたっていただきますようお願いしております。

腕章については、「02_腕章制度について」をご理解の上、「腕章申請書」に記入し現地事務局まで直接お申し出下さい。新規の腕章は、1枚3,000円で即日発行いたします。

現地事務所は、タイミングによってはご対応できないこともございますので、申請日時についてあらかじめお電話でご相談ください。

また、撮影事業者同士が協力して撮影マナーの向上に取り組もうと、撮影事業者会（仮称）の立ち上げに向けて動き出しております。事業者有志が準備会を立ち上げて、当協議会とも定期的に話し合いを持ちながら進めております。

こちらにもご賛同いただけるようであれば、腕章交換の際に、「撮影事業者会（仮称）設立賛同書」に記載の上、お持ちください。

平成30年11月30日

01__写真撮影に当たっての決め事

祇園新橋撮影事業者会準備会
祇園新橋景観づくり協議会

商業撮影事業者様には、祇園新橋地区での撮影に関して、祇園新橋景観づくり協議会が定めた撮影マナーを順守して頂きたくお願い申し上げます。

一社の理不尽な撮影行為によって、善良な業者にも不利益が及ぶことがないように、撮影事業者が自浄作用を発揮し、撮影のマナーを広め、健全な業界に発展されることを切望いたします。住民、京都市民、観光客から苦情が出る様な特異な撮影行為は、お客様からの要望が遭ったとしても毅然とした態度で対応されます様に協力をお願いいたします。

祇園新橋白川の景観と風情を守る為の商業撮影マナー

【禁止行為】

- 1 祇園新橋の風情を乱すポーズでの撮影、路上での公衆道徳を乱す行為
- 2 通行人、車両の通行を妨げる行為
- 3 午後の撮影、夜間の撮影
- 4 私有地内での無断撮影
- 5 建物の入り口付近での撮影・観光案内
- 6 緑地帯、竹垣の中、樹木に触れる、折る行為
- 7 建物の工作物、柵（駒寄せ・玉垣）などに触れる、荷物を置く行為
- 8 地域内の工作物には腰をかける行為（巽橋 新橋の欄干、竹垣、かにかくの碑周辺）
- 9 送迎車両の路上駐車

【撮影時の配慮事項】

- 1
- 2 所属会社の分かる様、腕章、身分証明書を所定の場所に付けます
- 3 場所を占有せず、短時間で撮影を終える
- 4 撮影クルーは付き添いをも含め、最小限度にとどめる
- 5 辰巳大明神境内は参拝者を優先する
- 6 営業の場であることを認識し住民に配慮し、美化活動にも心がけます
- 7 風情にあう和装での撮影を心がけます

個々の詳細については、別紙補足説明を添付いたしましたので参考にしてください

【撮影に関する取り決めの補足】

- 1 カメラマンを伴った午後の撮影は禁止です
夜間の撮影は厳禁です
- 2 家の入口、私有地内での撮影は禁止
- 3 竹垣、欄干に腰をかけないでください
特に竹垣はつぶれます 白川の欄干は川に転落の危険性があります
- 4 暖簾、提灯等、造作に触れないでください
- 5 車道での撮影（道路中央での撮影等）原則禁止です
車の通行を妨げないでください
- 6 三脚、フラッシュ、反射板は使用禁止
- 7 大きな声でのポーズ指導しないでください
- 8 石碑に座らないでください
- 9 過度な愛情表現は控えてください
路上でのキス等
- 10 撮影小道具の持ち込み
例 風船、バルーン、大型ガーランド 車 看板等

繁忙期（春、秋）の撮影時間は事業者会と協議にて決めます。

桜のシーズンの撮影には花見客の妨げにならない配慮をお願い致します。

平成30年12月27日

02_腕章制度について（決め事を守る証）

腕章につきましては、平成30年3月からの提案事項であり、地元のお願い事と事業者との合意の証として、今後も指定の位置に付けてください。今回からの取り決めに当たって、赤い腕章に全面的に変更いたします。

撮影に当たっての決め事に賛同頂いた旧腕章をお持ちの事業者様は現在の腕章と交換いたします。

新規・追加での発行をご希望の業者様には、実費、発行管理手数料を含、1枚当たり3,000円をお納めいただきます。

撮影時は腕章を指定の位置に付け、各人の身分証明の証を胸に付けてください。

トラブル等が発生した時速やかに確認できるようにご協力ください。

腕章は特別な許可証ではありません、決め事を守る証です。

お客様にとって良い思い出の残る撮影ができる様にしてください。通行人に対する声かけ・あいさつを心がけ、被写体に集中することなく廻りに気を配り、通行人や地元の皆さんからクレームが出ないように配慮してください。

尚、本腕章制度は、状況の変化に応じて変更する場合があります。

腕章申請書

撮影にあたっては『撮影にあたっての決め事』（別紙）を遵守します。
腕章の発行を、以下の通り申請します。

申請日	年 月 日
撮影事業等	住所（法人の場合、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人の場合、名称及び代表者名）
	担当者名
	連絡先 電話 e-mail
腕章の希望数	新規・追加分 _____ 枚 希望します。 交換分 _____ 枚 希望します。

【記載上の注意事項】

- 腕章は、撮影クルーごとにカメラマンとスタッフ、全員が付けてください。
旧腕章との交換は無償、新規・追加については腕章1枚当たり 3,000 円の発行管理手数料をお願いします
- 腕章をつけた事業者による悪質なマナー違反があった場合、腕章は返却いただきます。

祇園新橋撮影事業者会（仮称） 設立賛同書

祇園新橋撮影事業者会（仮称）準備会 様

弊社（個人の場合は“私”）は、祇園新橋地域における撮影マナーの向上を目的とした祇園新橋撮影事業者会（仮称）の設立に賛同します。また、その設立に向けた事務等については、祇園新橋撮影事業者会（仮称）準備会に委託いたします。

令和 年 月 日

事業者名 _____

代表者名 _____

印 _____

- ※ 本賛同書を印刷し、署名、押印の上、事務局に提出してください。
- ※ ご賛同いただいた事業者の方には、準備会から取り組みについてのご案内等を電子メール等でお送りさせていただきますので、ご承知おきください。